

産業廃棄物処分量許可証

住所 大分県豊後高田市新地1088番地1

氏名 株式会社双子

代表取締役 堂園 剛志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 佐藤 樹一郎



許可の年月日 令和6年5月20日

許可の有効年月日 令和11年5月19日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理（焼却、破碎、選別、破碎・選別） 以下余白

産業廃棄物の種類

焼却 紙くず、木くず、繊維くず

破碎 木くず、がれき類

選別 廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない）、木くず、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない）、ガラスくず等（廃石膏ボードを含み、自動車等破碎物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃容器包装を含まない）、がれき類

破碎・選別 木くず、がれき類

（以上7種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。

含む：石綿含有産業廃棄物（選別）

含まない：石綿含有産業廃棄物（焼却、破碎、破碎・選別）、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類 焼却施設(固定式)

設置場所 大分県豊後高田市草地字久木原3301番1

使用届出年月日 平成10年1月23日

設置年月日 平成8年8月23日

処理能力 3.52 t/日(8時間)

産廃の種類 紙くず、木くず、繊維くず

(2) 施設の種類 選別施設(固定式)

設置場所 大分県豊後高田市草地字久木原3301番1

設置年月日 平成20年6月30日

処理能力 160 m³/日(8時間)

産廃の種類 廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない）、木くず、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない）、ガラスくず等（廃石膏ボードを含み、自動車等破碎物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃容器包装を含まない）、がれき類

(3) 施設の種類 破碎施設(固定式)

設置場所 大分県豊後高田市草地字久木原3269番1

許可年月日 平成30年5月29日

許可番号 指令循推第1号の1

設置年月日 平成30年8月1日

処理能力 90.8 t/日(8時間)

産廃の種類 がれき類

(4) 施設の種類 破砕・選別施設（固定式）
設置場所 大分県豊後高田市草地字久木原3301番1
使用届出年月日 平成13年4月27日
設置年月日 平成12年4月21日
処理能力 64 t/日(8時間)
産廃の種類 木くず

(5) 施設の種類 破砕施設(固定式兼移動式)
設置場所 大分県豊後高田市草地字久木原3301番1
許可年月日 令和3年8月27日
許可番号 指令循推第1号の5
設置年月日 令和3年8月30日
処理能力 320 t/日(8時間)
産廃の種類 木くず

(6) 施設の種類 破砕施設(固定式)
設置場所 大分県豊後高田市草地字久木原3301番1
許可年月日 令和4年5月20日
許可番号 指令循推第1号の1
設置年月日 令和4年6月11日
処理能力 360 t/日(8時間)
産廃の種類 がれき類

3. 許可の条件

移動式施設の使用は、大分県内(大分市を除く)の当該廃棄物の排出現場内に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和63年5月20日 産業廃棄物処分業許可
令和6年5月20日 産業廃棄物処分業更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無